

法政大学大学院研究生規程

規定第374号

一部改正	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	1996年4月1日	2005年4月1日
	2011年4月1日	2013年4月1日
		2016年4月1日

(根拠)

第1条 本大学院学則で規定する研究生については、この規程に定めるところによる。

(資格)

第2条 研究生として入学できる者は、次の各号いずれかに該当することを要する。

- (1) 修士の学位を有する者、又は博士後期課程を退学した者
- (2) 研究科長会議において前号と同等以上の学力があると認められる者

(申請手続)

第3条 研究生として入学を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 指導教員の推薦書(本大学院教員)

(入学許可)

第4条 前条の手続者については、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲で研究科教授会の議を経て研究科長が入学を許可する。

2 研究生の入学を許可したときは、研究科長は研究科長会議に報告しなければならない。

(時期)

第5条 研究生の入学時期は、原則として、4月1日と9月16日とする。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は1年とする。ただし、1年に限り継続を認めることができる。その場合は、前3条を準用する。

(研究生指導料)

第7条 研究生は、別に定める研究生指導料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 平成元年4月1日 第4条、第6条を変更
- 3 平成2年4月1日 第5条を変更
- 4 1996年4月1日 第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条を変更
- 5 この規程は、2005年4月1日から第4条第1項及び第2項を改正し施行する。
- 6 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条を2011年4月1日から改正し施行する。
- 7 この規程は、第1条、第5条及び第6条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、第2条、第4条及び第8条を一部改正し、2016年4月1日から施行する。

(追49)